

○特殊勤務者の服制について（例規）

平成10年5月21日

佐本務第554号

改正 平成11年7月佐本務第728号、23年2月佐本務発第108号、令和2年10月佐本施発第91号

特殊勤務者の服制について、下記のとおり定めたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、佐賀県警察官の服制および服装に関する訓令の一部改正について（昭和48年佐警本例規（務）第10号）及び佐賀県警察官の服制及び服装に関する訓令の解釈及び運用について（昭和50年佐警本例規（務）第4号）は、廃止とする。

1 趣旨

佐賀県警察職員のうち、その作業の性格上、被服類の損耗のはなはだしい職種及び特殊勤務に従事する職員に対し一定の服装を整えることにより、警察職員としての節度を保たせるとともに執務の能率化を図り、併せて職員の勤務条件の改善の一助とするものである。

2 特殊勤務者とは、次に掲げる業務に従事する警察官及び一般職員をいう。

- (1) 交通専務員
- (2) 交通取締用自動二輪車乗務員
- (3) 交通取締用四輪自動車乗務員
- (4) 航空隊員
- (5) 警察音楽隊員
- (6) 警察用船舶乗務員
- (7) 自動車運転手及び自動車整備士（以下「運転技術員」という。）
- (8) 鑑識専務員及び科学捜査研究所職員（以下「鑑識専務員等」という。）
- (9) 保健師
- (10) その他本部長が必要と認める業務に従事する職員

3 特殊勤務者には、予算の範囲内でその業務に応じた被服類を貸与（以下「貸与品」という。）する。

なお、貸与品の品目及び規格は、別表のとおりとする。

4 被貸与者は、貸与品の取扱いについて、次の点に留意すること。

- (1) 貸与品を大切に取り扱い、その保全に必要な手入れをすること。
- (2) 貸与品に要する手入れ、修理、その他貸与品の保管に要する経費は、被貸与者の負

担とする。ただし、承認を得た場合は、この限りではない。

(3) 被貸与者は、貸与品を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(4) 被貸与者は、その業務に従事しなくなったときは、その日から10日以内に貸与品を返納しなければならない。

(5) 被貸与者が、故意若しくは重大な過失により貸与品の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷したときは、その品目の代品又は別に指示する額を弁償しなければならない。

5 特殊勤務者に貸与する貸与品の着用期間（着用区分のない被服を除く。）は、次のとおりとする。

冬服及び冬帽子	12月1日から翌年3月31日まで
合服及び合帽子	4月1日から5月30日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服及び夏帽子	6月1日から9月30日まで

6 交通乗車服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気象状況等により必要がある場合は、当該期間を延期又は短縮することができる。

冬服及び防寒服	11月1日から翌年4月30日まで
合服	5月1日から6月30日まで及び10月1日から同31日まで
夏服	7月1日から9月30日まで

7 鑑識作業服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気象状況等により必要がある場合は、当該期間を延期又は短縮することができる。

合服及び合帽子	4月1日から5月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで
夏服及び夏帽子	6月1日から9月30日まで

8 特殊勤務者は、当該勤務に当たっては貸与された貸与品を着用しなければならない。ただし、勤務に支障がある場合は、本部長の承認を得たうえ貸与された貸与品を着用しないことができる。

別表

貸与品の品目

職名	品目
交通専務員	白色帽子おおい
	白色あごひも
	白色警笛つりひも
	白帯革

交通取締用自動二輪車乗務員		交通乗車服 冬服
		合服
		夏服
		防寒服
		白バイ用雨衣
		白帯革
		白色帽子おおい
		白色あごひも
		白色警笛つりひも
		白バイ用ヘルメット
		マフラー
		乗車手袋
		防寒手袋
		乗車靴
防塵眼鏡		
交通取締用四輪自動車乗務員		交通乗車服 冬服
		合服
		夏服
		防寒服
		白帯革
		白色帽子おおい
		白色あごひも
		白色警笛つりひも
		乗車用ヘルメット
		航空隊員 航空機操縦員
合服		
夏服		
航空防寒服		
航空記章		
航空帽		

		航空手袋
		航空靴
	航空機整備員	整備士 冬服
		合服
		夏服
		航空記章
		整備帽
		整備士作業手袋
		整備靴
警察音楽隊員	吹奏楽	演奏用 冬服上下
		合服上下
		夏服上下
		演奏用 冬帽子
		合帽子
		夏帽子
		ドリル服
		ドリル用帽子
		肩章
		飾り緒
		隊員章
		長手袋
		白靴下
		白短靴
	カラーガード	カラーガード 冬服
		合服
		夏服
		カラーガード冬帽子
		合帽子
		夏帽子
		肩章

		飾緒
		隊員章
		長手袋
		ブーツ
		アンダースーツ
		ストッキング
警察用船舶乗組員		帽子
		作業服上下
		雨衣
		短靴
		長靴（耐油性）
運転技術員		安全帽
		作業服（上下）
		作業服（半袖）
		長靴
鑑識専務員等		鑑識作業服 合服
		夏服
		合帽子
		夏帽子
保健師		白衣

(貸与品の規格表は登載省略)